

一般競争入札の実施について（公告）

令和3年8月30日

社会福祉法人親愛会の発注する工事の請負について、下記のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

法人所在地 埼玉県川越市中台南二丁目 15 番地 10
法 人 名 社会福祉法人 親愛会
代表者名 理事長 渋谷 宏明

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名 川越親愛センター本館 外壁・防水改修工事
- (2) 工事場所 埼玉県川越市中台南二丁目 17 番地 15
- (3) 工事期間 令和3年10月契約日から令和4年1月31日
- (4) 工事金額 非公開
- (5) 工事概要 外壁（本館全体）、防水（本館北側部分）改修工事一式
※詳細は仕様書による

2 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公開）
- (3) 最低制限価格 有（非公開）
- (4) 入札保証金 無（免除）

3 入札参加資格

応募できる者は、本件の公告日から入札日までの期間において、引き続き次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (3) 本入札が実施される年度に属する埼玉県又は川越市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている単体業者で、次の条件を満たした事業者とする。

- ① 経営事項審査の資格審査数値 650 点以上であること。
 - ② 埼玉県内に所在し、契約締結権限を有する本店又は支店、営業所であること。
- (4) 埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 建設業の許可を有すること。

4 入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和3年9月6日(月)17時まで
(土・日曜日を除く、平日9:00~17:00まで)
- (2) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書・確認事項(様式有)
イ 会社案内・会社経歴書
ウ 経営事項審査の資格審査数値のわかる経営審査票の写し
※書式は親愛会 HP からダウンロードする。
- (3) 提出方法 郵送又は持参、下記住所まで
※持参する場合はあらかじめ下記連絡先へ連絡の上、来所すること
- (4) 提出先(問合せ) 〒350-1150 埼玉県川越市中台南二丁目17番地15
社会福祉法人親愛会 川越親愛センター
担当: 施設長 吉村佳子
電話: 049-246-5262
E-mail: sinai@center.email.ne.jp
※問い合わせは電話又はEメールにてお願いします。
- (5) 確認通知 入札参加資格の有無について審査し、9月10日(金)までに確認通知書を送付します。

5 現場説明会及び仕様書等に関する質問・回答

- (1) 現場説明会 令和3年9月14日(火)(時間は別途連絡)
入札書等書式、仕様書、図面配布(CD-ROM)
※現場説明に参加を希望しない場合は、郵送します。
- (2) 質疑書提出日時 令和3年9月15日(水)~9月24日(金)16時まで
- (3) 提出方法 Eメール
- (4) 提出先 sinai@center.email.ne.jp (川越親愛センター)
- (5) 質疑回答期限 令和3年10月4日(月)16時までにEメールで全者に回答

6 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年10月13日(水) 10時 即時開札
- (2) 場 所 みどりのまち親愛 高沢ホール(川越市中台南二丁目15番地10)
※入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

7 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札参加に当たっては、落札者は入札日当日に入札金内訳書を提出すること。
- (4) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (5) 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。
- (6) 入札の無効
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者が入札したもの

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容に不備があった場合は落札失格とすることができる。その場合、順次最安の事業者の見積書を精査し適正と認められた事業者とする。失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する。

- (2) 予定価格の範囲以内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(入札は2回までとする)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、下記①、②の場合に限り、条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
- ① 希望者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
- ② 再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合。
- 条件1 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
- 条件2 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
- 条件3 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
- 条件4 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が記名（捺印）すること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

9 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保障措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、市等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人理事会の承認後1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものと見なし、2番目に低価格で入札した業者と契約することができる。

10 工事費の支払い 工事完了引渡し後14日以内に一括支払（振込）とする。

以上